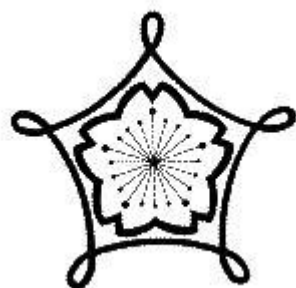


令和8年度

いじめ防止基本方針



木津川市立棚倉小学校

目 次

はじめに

1 いじめに対する基本認識

(1)いじめの定義	1
(2)いじめの基本認識	1
(3)いじめの態様	1
(4)いじめの構造	1

2 いじめの未然防止

(1)学級経営の充実	2
(2)人権教育の充実	2
(3)道徳教育の充実	2
(4)体験活動の充実	2
(5)「ことばの力」の育成	2
(6)児童の主体的な活動の充実	2
(7)未然防止策の効果検証と見直し	2
(8)家庭・地域との連携	2

3 いじめの早期発見

(1)いじめアンケートの実施	3
(2)相談しやすい環境づくり	3
(3)定期的な教育相談の実施	3
(4)教職員研修の充実とチェックリストの活用	3
(5)家庭や地域との連携	3
(6)関係機関との連携	3

4 いじめへの対応

(1)初期対応	4
(2)事実の確認	4
(3)対応の方針決定及び指導	4
(4)保護者との連携	4
(5)関係機関等との連携	4
(6)いじめの解消	5
(7)いじめ解消後の継続的な指導	5

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1)「棚倉小学校いじめ対策委員会」の設置		5
-----------------------	-------	---

6 ネット(SNS)上のいじめへの対応

(1)インターネット上のいじめの未然防止		6
(2)インターネット上のいじめの早期発見・早期対応		6

7 重大事態への対応

(1)重大事態とは		7
(2)重大事態発生時の対応		7

8 学校におけるいじめ防止基本方針について

..... 7

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける重大な人権侵害行為であるとともに、ときにはその生命に危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、近年の急速な情報技術の発展と携帯電話等の普及により、メール・ブログ等でのいじめやSNSでの誹謗中傷書き込み・仲間外しなど、新たないじめ問題が起こっています。

こうした中、平成 25 年9月、いじめ防止等に向けた国や地方公共団体、学校等の責務を明らかにし、その対策の基本となる事項を定めた「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

学校においては、全ての教職員がいじめについての基本認識や、いじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと、教育委員会をはじめ各関係機関との連携を図りながら、地域や家庭の協力のもとに、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

棚倉小学校では、これまでもいじめの問題には、継続して取り組んできましたが、この法律の施行にあわせて、もう一度、組織を整理するとともに、いじめ防止対策推進法及び木津川市いじめ防止基本方針を参酌し、「棚倉小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に向け、積極的にいじめ防止等の対策に取り組み、いじめを許さない学校づくりを進めていきます。

そして、すべての児童一人一人を大切にし、安心して学校生活をおくることができ、共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる子どもの育成を目指していきます。

木津川市立棚倉小学校

Ⅰ いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【「いじめ防止対策推進法 第2条」より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等」】

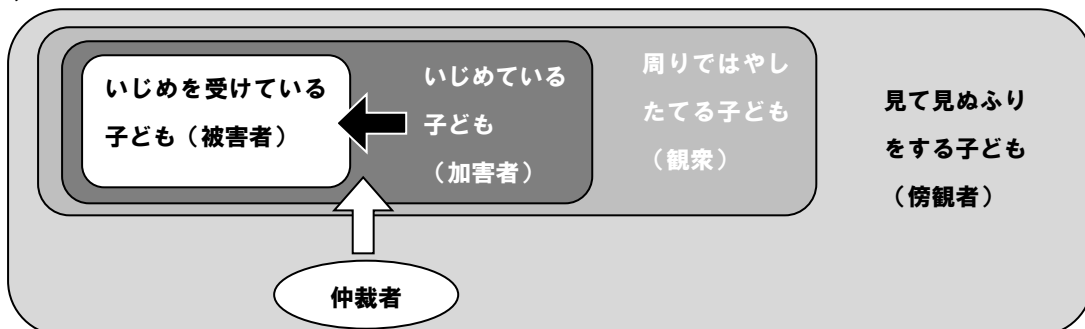
(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③ いじめは、教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい問題である。
- ④ いじめは「いじめられているということを知られたくない」「仕返しが怖い」等という子どもの心理がはたらくことがあるため、大人には相談しにくい問題である。
- ⑤ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる

(4) いじめの構造



2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくることが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に取り組んでいきます。

(1)学級経営の充実

ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめ（人権）アンケート」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努めます。また、授業規律の確立と、分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。

(2)人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成します。

(3)道徳教育の充実

道徳の時間を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。

(4)体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成します。

(5)「ことばの力」の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童を育成します。

(6)児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、いじめ根絶に向けた児童主体の取組を積極的に実施することで、児童のいじめ根絶に対する意識の向上を図ります。

また、異年齢集団による活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせます。

(7)未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組をすすめます。

(8)家庭・地域との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をHPや学校・学級だよりを使って、広く広報に努めます。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目をもつための取組を充実します。さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。

(1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「無記名式アンケート」を定期的に実施します。

- ・実施時期 1学期末・2学期末・学年末（年3回）
- ・実施内容 木津川市で作成したいじめに係るアンケートを利用

(2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、子どもと向き合う時間の確保に努めます。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することはいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果や児童の状況等を踏まえ、計画的に教育相談を実施します。

- ・実施時期 1学期、2学期、3学期（必要に応じて随時実施）
- ・実施方法 個別面談形式

(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員のいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的・定期的実施します。また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努めます。

(5) 家庭や地域との連携

学校のいじめに関する基本方針やいじめに対する取組等を、PTAの各種会議等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施したり、「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促したりすることで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

(6) 関係機関との連携

日頃から木津川市教育委員会をはじめとする関係諸機関との連携を図り、協力していじめ問題に取り組みます。

4 いじめへの対応

(1)初期対応

- ①直ちに学年の教師や学年主任等に報告の上、管理職も含め、組織的に対応する。
- ②いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保する。

(2)事実の確認

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立っておこなう。
- ②事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察し、周辺状況等を客観的に確認する。

(3)対応方針の決定及び指導

- ①対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ②いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③いじめを受けた児童へは、必ず解決できるという希望を持つことを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ④いじめた側の児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童の背景にも目を向けながらも「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。
- ⑤その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

(4)保護者との連携

- ①いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるところに、適宜連絡を密に取る。
- ②いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

(5)関係機関等との連携

- ①いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ②関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。
- ③いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

(6)いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3カ月を目安とする）継続していること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

(7)いじめ解消後の継続的な指導

いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を行い、必要な心のケアや指導を継続的に行う。再発防止のために事例を検証し、日常的に取り組む内容を検討の上、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を計画的に進める。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けてその取組を検証し、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図るための体制を整備します。

(1)「棚倉小学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的におこなうため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

【主な役割】

- ①学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- ②本校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生徒指導主任
- 人権主任
- 教育相談担当
- 該当学級担任・学年主任 等

※状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）等加えることとする。

6 ネット(SNS)・オンラインゲーム上のいじめへの対応

(1) ネット(SNS)・オンラインゲーム上のいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行います。

【学校が取り組むべきこと】

- ① 児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ② ネット(SNS)上のいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者会やPTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③ オンラインゲームにおけるチャット機能やボイスチャット等を通じたトラブルについても、情報モラル教育の一環として取り上げ、対人関係やマナーについて指導する。

【家庭に協力を依頼すること】

- ① 児童のパソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ② 特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭において十分検討してもらうよう啓発を行う。
- ③ オンラインゲームでのチャット利用や課金、ルールについても、家庭で話し合い、使用時間を守らせるなど、保護者の監督と関与について協力を求める。

(2) ネット(SNS)・オンラインゲーム上のいじめの早期発見・早期対応

ネット(SNS)上のいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ① いじめアンケートに加え、ネットいじめに特化したアンケート等を実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。
- ② 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。
- ③ オンラインゲームでの交流が児童間のトラブルに発展するケースがあることを踏まえ、指導の際には「ゲーム上のフレンドは現実の知人とは限らないこと」や「課金・チャットでの言葉遣い」等、具体例を挙げて注意喚起を行う。

【家庭に協力を依頼すること】

- ① 家庭においては、メール等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。
- ② オンラインゲーム利用時に、児童の様子が普段と違う(急に怒り出す、夜遅くまでゲームをしている、特定の友達と頻繁にチャットをしている等)場合、早めに声かけや状況確認を行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

・「いじめにより」とは

各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめであることを意味する。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

(2) 重大事態発生時の対処

- ① 万一いじめによる重大な事態が発生した場合には、速やかに市教育委員会へ報告する。
- ② 市教育委員会との協議の上、速やかに組織を設け、調査を行う。また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明する。
- ③ 調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、教育委員会と連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ⑤ 情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

8 学校におけるいじめ防止基本方針について

この「棚倉小学校いじめ防止基本方針」に沿って取り組まれた対策や、基本方針そのものについても、定期的に見直しを図り、学校の実情に応じた、より実効性の高いものを目指すことで、いじめ問題へ対応していきます。